

# 令和6年第2回定例会

## 保健福祉医療委員会資料

### 〔諸般の報告事項〕

- 1 令和5年度災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策  
の実施状況及び成果に関する年次報告について . . . . . 2
- 2 令和5年度ケアラー支援の推進に関して講じた施策  
の実施状況及び成果に関する年次報告について . . . . . 4
- 3 令和5年度性暴力の根絶に関して講じた施策  
の実施状況及び成果に関する年次報告について . . . . . 6
- 4 令和5年度被保護者等住居・生活サービス等提供事業に関し  
て講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について . . . . . 7
- 5 令和5年度障害及び障害のある人に対する理解を深め、差別を  
解消するために講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報  
告について . . . . . 9
- 6 令和5年度手話の普及等に関して講じた施策  
の実施状況及び成果に関する年次報告について . . . . . 10
- 7 令和5年度農業の多様な担い手の確保及び育成に関して講じた  
施策の実施状況及び成果に関する年次報告について . . . . . 12
- 8 令和5年度児童虐待防止施策の実施状況及び成果に関する  
年次報告について . . . . . 13
- 9 在宅ケアハラスメント対策推進事業について . . . . . 15
- 10 指定管理者の更新について（茨城県立あすなろの郷） . . . . . 17
- 11 指定障害者支援施設等の行政処分について . . . . . 18
- 12 身体障害者手帳の等級認定の誤りについて . . . . . 20
- 13 茨城県子ども計画策定のための基礎調査の結果について . . . . . 21
- 14 「いばらき妊活・不妊オンライン相談」の開始について . . . . . 25

令和6年6月12日

福 祉 部

# 令和5年度 災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について

福祉部福祉政策課

## 1 報告の根拠

茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例 第13条第1項

(年次報告)

第13条 知事は、毎年度、災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

## 2 報告の対象

令和5年度の災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果

## 3 主な事業の実施状況及び成果の概要

### (1) 人材の育成及び確保 (第9条)

#### ・災害VC (ボランティアセンター) の設置・運営に係る人材の育成

災害時に災害VCを円滑に設置・運営できる人材を育成

◎ 災害VC設置・運営訓練の実施：水戸市外4市町で開催(計309人参加)

◎ 災害初動期対応チーム(※)の育成：チーム登録者数164人(2024.3月末)

※被災地社協に派遣し災害VCの設置・運営の支援などを行う。

### (2) 被災者の支援の迅速かつ適切な実施 (第10条)

#### ・県災害ボランティア登録の推進

災害ボランティア登録(個人・団体)の推進

◎ 茨城県災害ボランティア登録件数：2023年度末 個人：1,056件、団体：95件  
(2024年4月末現在 個人：1,084件、団体：97件)

◎ 企業等に対する登録推進の働きかけ

※市町村、社会福祉協議会との連携により、県内企業や地域団体等に対して、災害ボランティア登録の推進と災害時の参加協力、ボランティア休暇制度の導入依頼など

#### ・災害VCの運営を効率化するシステムの運用

「災害ボランティア」と「被災者ニーズ」のマッチングを円滑化するシステムを運用し、災害VCを効率的に運営

◎ 「いばらき型災害VC運営支援システム(IVOS)」の運用

◎ IVOS操作研修の実施：県内9箇所で開催

※研修は主に災害VCの運営主体となる市町村社会福祉協議会の職員が対象

・台風第2号及び第13号に伴う災害ボランティアの活動実績

区分	市町村名	期間	延べ活動人数	被災者ニーズ対応件数
台風第2号	取手市	R5/6/5～7/3	1,045人	274件
台風第13号	日立市	R5/9/11～10/9	2,310人	182件
	高萩市	R5/9/9～10/1	2,041人	234件
	北茨城市	R5/9/9～10/1	1,330人	156件
	計	—	5,681人	572件

(3) 普及啓発 (第12条)

・インターネットによる災害ボランティア関連情報の提供

本県の災害ボランティア関連情報にアクセスしやすい環境による情報発信

- ◎ 特設サイト「災ボラSTANDBY(スタンバイ)」における各種情報発信
- ◎ 災害ボランティア登録者へのメールによる情報発信
- ◎ 県ホームページにおける各種情報発信
- ◎ 県内事業者への啓発メールの配信

(4) 推進体制の整備等 (第14条)

・茨城県災害ボランティア活動支援基金の設置

ふるさと納税や各種広報媒体でのPRにより寄附金を募集し、災害ボランティアの活動環境を整備

- ◎ 2023年度寄附総額：24,864千円（法人11,043千円、個人13,821千円）  
寄付件数：656件（法人10件、個人646件）  
（※2022年度実績：20,035千円）

# 令和5年度 ケアラー支援の推進に関して講じた施策の実施状況 及び成果に関する年次報告について

福祉部福祉政策課

## 1 報告の根拠

茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための  
条例 第15条

(年次報告)

第15条 知事は、毎年度、ケアラーの支援に関して講じた施策の実施状況及び成果を  
取りまとめ、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

## 2 報告の対象

令和5年度のケアラー支援の推進に関して講じた施策の実施状況及び成果

## 3 主な事業の実施状況及び成果の概要

### (1) ケアラー支援推進計画

#### ア 推進計画（第9条）

##### ・推進計画に基 づく施策の展 開

##### ケアラー支援推進計画に基づく施策の展開

◎ 認知度向上・理解促進、相談・支援体制の整備、多様な支援施策の推進、  
人材の育成の4つの基本方針に基づき施策を展開

※計画策定：2023年3月

※計画期間：2023年度～2026年度（3か年）

#### イ 実態調査等（第14条）

##### ・ケアラー・ヤ ングケアラー 実態調査

##### ケアラー・ヤングケアラーと支援機関双方の課題やニーズを把握 し、必要な支援策を検討するための実態調査の実施

◎ 調査期間：2022年4～7月

◎ 過度なケアを担うヤングケアラーが一定数存在

（ケアをしている児童・生徒の6～7割が、相談した経験がないと回答）

### (2) 主な取組

#### ア 市町村との連携等（第8条）

##### ・多様な関係機 関が参加する 合同研修の開 催

##### 市町村、福祉、医療、教育等の支援関係機関が一堂に集まり具体 的な事例検討などを実施する合同研修の開催

◎ ヤングケアラー・ケアラー支援関係機関職員等研修  
：土浦市外2市にて開催（参加者 計124名）

## イ ケアラーの支援（第10条）

### ・ケアラー相談窓口の明確化の推進

#### 市町村におけるケアラー相談窓口明確化の推進

- ◎ ケアラー・ヤングケアラーそれぞれの市町村窓口一覧を取りまとめ、県ホームページで公表

### ・民間支援団体等における取組の推進

#### 認定NPO法人カタリバ（東京）と連携し、ヤングケアラーと保護者に対して、オンラインによる伴走支援プログラムを提供

- ◎ 県とNPOカタリバは2022年10月27日（木）連携協定締結
- ◎ 2023年度から支援実施
- ◎ 伴走支援への支援対象者：10名（2023年4月～）

## ウ 普及啓発（第12条）

### ・ケアラーに向けた情報発信

#### 各種啓発ツール（啓発動画、電子リーフレット）による啓発

- ◎ ケアラー・ヤングケアラー支援に係る啓発動画及びヤングケアラー支援に係る電子リーフレットを制作し、教育庁をはじめとした支援関係機関等に配付して研修等での活用を依頼

#### ケアラー・ヤングケアラー支援に関する情報発信

- ◎ 県ホームページ、県広報紙、SNS、県政ラジオ等

#### 県政出前講座（各種研修会等での啓発等）の実施

- ◎ 関係団体を対象として、ケアラー・ヤングケアラー支援をテーマとした出前講座を実施（16回実施）

#### 教育庁主催によるシンポジウムの開催

- ◎ テーマ：ヤングケアラーを支える地域社会～子どもがこどもでいられるために～  
※2023年11月開催（参加者198名）

# 令和5年度 性暴力の根絶に関して講じた施策の実施状況 及び成果に関する年次報告について

福祉部福祉政策課

## 1 報告の根拠

茨城県性暴力の根絶を目指す条例 第18条

(年次報告)

第18条 知事は、毎年度、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

## 2 報告の対象

令和5年度の性暴力の根絶に関して講じた施策の実施状況及び成果【福祉政策課担当事務（第7条及び第8条）関係】

## 3 主な事業の実施状況及び成果の概要

### (1) 性犯罪の再発防止、社会復帰のための支援等（第7条）

#### ・ 性暴力を行った者などからの相談支援

- ◎令和5年4月1日に相談窓口を開設し、県ホームページ及び県公式 X 等で相談窓口を周知。
  - ◎精神保健福祉センターと協働し、状況に応じて都内の治療施設等の紹介等、適切に対応。
- [件数] 11 件

### (2) 住居の届出（第8条）

#### ・ 子どもに対する性犯罪をした者の住居の届出

- ◎届出については、令和5年4月1日から受理を開始。
  - ◎周知用のチラシを作成し、法務省矯正局、水戸保護観察所、県警本部の協力を得て、全国の刑務所等の届出対象者に配布を依頼。
  - ◎茨城県再犯防止推進協議会会員（労働局、保護司会、更生保護女性連盟、就労支援事業者機構、更生保護施設、農協中央会、宅地建物取引業協会、弁護士会等）にチラシを送付し、周知を依頼。
- [届出件数] 1 件

# 令和5年度 被保護者等住居・生活サービス等提供事業に関して 講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について

福祉部福祉人材・指導課

## 1 報告の根拠

茨城県被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例  
第13条

(年次報告)

第13条 知事は、毎年度、被保護者等住居・生活サービス等提供事業に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

## 2 報告の対象

令和5年度の被保護者等住居・生活サービス等提供事業に関して講じた施策の実施状況及び成果

## 3 施策の実施状況等

### (1) 条例の概要

#### 【目的】

- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）などの規制が及ばない被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業について、法と同様の指導が行えるよう条例を制定
- 被保護者等の処遇についての不当な行為を未然に防止し、被保護者等の生活の安定を図り、福祉の増進に寄与

#### 【条例の対象となる事業】

- 2人以上の被保護者等に対して、住居と併せて、食事や寝具など、日常生活上必要なサービスを提供する事業（被保護者等住居・生活サービス等提供事業）
- 社会福祉法に規定する無料低額宿泊所（5人以上）は適用外となり、4人以下の小規模施設などが対象

#### 【事業者の義務】

- 届出（第3条） ○契約締結前の重要事項の説明（第5条）
- 虐待防止の取組の推進（第7条第1項） 他

#### 【県による検査等】

- 報告の徴収・立入検査等（第8条第1項）
- 事業の制限・停止命令（第9条） 他

【施行日】 平成26年10月1日

(2) 対象施設（事業）数

- 国通知の改正(H27.7.1適用)※に伴い、条例の対象としていた施設のうち5人以上の無届施設が、社会福祉法の適用となったことから条例の対象外となった。
- 平成27年7月1日以降、県内に条例の対象となる4人以下の施設はないため、現時点で、対象施設なし。

年月日	H26.10.1 (条例施行日)	H27.7.1	⇒	R6.4.1
施設数	6	0		0

※厚生労働省社会・援護局長通知『社会福祉法第2条第3項に規定する生活困窮者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について』の一部改正について(平成27年7月1日適用)により、法に定める事業を行う施設(入居者5人以上)は、届出の有無にかかわらず無料低額宿泊所に該当する旨示された。

区 分		H27.6.30 まで	H27.7.1 以降
5人以上	届出あり	(社会福祉法の対象)	(社会福祉法の対象)
	届出なし	条例の対象	→ (社会福祉法の対象)
2人～4人 (届出の有無にかかわらず対象)		条例の対象	→ 条例の対象

(3) 実施状況

随時、条例対象施設の把握に努めている。

# 令和5年度 障害及び障害のある人に対する理解を深め、差別を解消するために講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について

福祉部障害福祉課

## 1 報告の根拠

障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例 第25条

(年次報告)

第25条 知事は、毎年度、障害及び障害のある人に対する理解を深め、差別を解消するために講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

## 2 報告の対象

令和5年度の障害及び障害のある人への理解促進、差別解消のために講じた施策の実施状況及び成果

## 3 主な事業の実施状況及び成果の概要

### (1) 市町村との連携 (第6条)

#### ・市町村担当者研修会

#### 市町村担当者研修会の開催

- ◎ 対象：市町村の障害者支援担当職員
- ◎ 内容：障害者権利条例の概要、県の取組みなどを説明

### (2) 啓発活動 (第8条)

#### ・県民への広報啓発

#### 事業者を含む県民に対し、広報啓発活動を実施

- ◎ 市町村商工会等へのチラシの配布、相談事例集の増刷・配布
- ◎ 新聞広告、SNS、スポーツチームと連携しホームゲームでのアナウンス

### (3) 相談窓口の運営 (第11条)

#### ・相談窓口の運営

#### 相談窓口「茨城県障害者差別相談室」の設置・運営

- ◎ 茨城県手をつなぐ育成会へ委託
- ◎ 電話、来所等による相談対応、関係者間の調整等を実施
- ◎ R5年度の相談件数：81件

#### ・県政出前講座

#### 事業者における研修会への講師派遣

- ◎ 障害者差別相談室の相談員を研修会の講師として派遣
- ◎ R5年度の派遣件数：13件

# 令和5年度 手話の普及等に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について

福祉部障害福祉課

## 1 報告の根拠

茨城県手話言語の普及の促進に関する条例 第17条

(年次報告)

第17条 知事は、毎年度、手話の普及等に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

## 2 報告の対象

令和5年度の手話の普及等に関して講じた施策の実施状況及び成果

## 3 主な事業の実施状況及び成果の概要

### (1) 手話を学ぶ機会の確保 (第11条)

・ 中途失聴・難聴者コミュニケーション事業

中途失聴・難聴者の方及び同居家族への手話講習会

◎ 1会場、10回開催、6名参加

### (2) 手話を用いた情報提供 (第12条)

・ 手話通訳者派遣事業

聴覚障害者が円滑な意思の疎通を図れるよう、会議等の場に手話通訳者を派遣

◎ 34件、79人を派遣

### (3) 手話通訳者の確保 (第 13 条)

#### ・ 手話奉仕員スキルアップ事業

手話通訳者を目指す者を対象とした、手話技術の向上や知識の習得を目的とした講座

- ◎ 手話奉仕員のスキルアップとして講座を実施。  
2会場、計 23 回開催、30 名参加

#### ・ 手話通訳者養成

手話通訳者養成講座入講試験に合格した者を対象とした、手話通訳者養成講座

- ◎ 2会場、17 名参加

# 令和5年度 農業の多様な担い手の確保及び育成に関して講じた 施策の実施状況及び成果に関する年次報告について

福祉部障害福祉課

## 1 報告の根拠

茨城県食と農を守るための条例 第26条

(多様な担い手の確保及び育成)

第14条 (抄)

- 2 ……県は、地域の農業を先導し農業の新興の核となる若手農業者を確保及び育成するため、……農福連携（障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って、社会参画を実現していく取組のことをいう。）の促進を含め、農業経営における労働力の確保等に必要な施策を講ずるものとする。

(年次報告)

第26条 知事は、毎年度、この条例に基づく食料と農業及び農村に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

## 2 報告の対象

令和5年度の多様な担い手の確保及び育成に関して講じた施策の実施状況及び成果  
【障害福祉課担当事務（第14条）関係】

## 3 主な事業の実施状況及び成果の概要

### 多様な担い手の確保及び育成（第14条）

<b>・ 農業経営体と福祉施設 のマッチング支援</b>	<b>農業経営体と福祉施設のマッチング支援</b> <ul style="list-style-type: none"><li>◎ 福祉施設への発注業務等の紹介・斡旋を行う共同受発注センターに「農福連携アドバイザー」を配置（R1.6.1～）</li><li>◎ 作業内容や契約条件の調整など、農業経営体と福祉施設のマッチング支援を行う</li><li>◎ 令和5年度の実績：50件</li></ul>
<b>・ 福祉施設への農作業等 の発注を促進</b>	<b>福祉施設への農作業等の発注を促進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>◎ 新たに福祉施設へ農作業等を発注した際に、試行期間中の工賃の一部を助成</li><li>◎ 農業経営体の福祉施設への農作業等の発注を促進</li><li>◎ 令和5年度の実績：9件</li></ul>

# 令和5年度 児童虐待防止施策の実施状況及び成果に関する年次報告について

福祉部子ども政策局青少年家庭課

## 1 報告の根拠

茨城県子どもを虐待から守る条例 第10条第3項

(基本計画)

第10条 (略)

2 (略)

3 知事は、毎年度、虐待防止に関する施策の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

## 2 報告の対象

令和5年度の児童虐待防止施策の実施状況及び成果

## 3 主な事業の実施状況及び成果の概要

### (1) 児童相談所の体制強化と専門性確保 (第18条、第19条、第24条、第25条)

#### ・ 児童相談所の体制強化

#### 児童福祉司等専門職の国基準を超える人数の配置

◎ 児童福祉司、児童心理司の確保

区分	R4	R5	増減
児童福祉司	123	※128	+5
(同国基準)	122	128	-
児童心理司	46	54	+9
(同国基準)	40	42	-

※R5中に131名まで増員 (+3)

◎ 市町村支援担当児童福祉司 (上記の内数) 5人 (各児相×1人)

◎ 里親担当児童福祉司 (上記の内数) 5人 (各児相×1人)

#### ・ 児童相談所の専門性確保

#### 研修による人材育成・スキル向上

◎ 県以外の機関、外部講師による研修

・ 指導者 (スーパーバイザー) 研修 (R5) : 全4回、受講者5人

・ 階層別研修 (R5) : 全10回、受講者延べ367人

・ テーマ別研修 (R5) : 全19回、受講者延べ48人

#### 警察官OBや、嘱託弁護士の配置

◎ 各児童相談所に警察官OBを配置し、警察との連携や児童の安全確認強化

・ 配置人数 (R5) : 5人 (各児相×1人)

◎ 嘱託弁護士を配置し、法的助言体制を強化 (週2回の相談)

## (2) 児童虐待の早期発見・早期対応（第13条、第15条）

### ・児童虐待に係る相談 ・通告体制の確保

#### 「いばらき虐待ホットライン」の運営

- ◎ 電話による相談・通告の受付（24時間365日対応）
  - ・ 相談・通告件数（R5）：2,702件
- ◎ 「親子のための相談LINE」による相談受付（平日10時～20時）
  - ・ 相談件数（R5）：355件

## (3) 社会的養護の充実（第21条）

### ・里親養育の推進

#### 家庭養育優先原則に基づき、里親委託を推進

- ◎ 里親の新規開拓（リクルート）、研修・トレーニング、マッチング、委託後のフォローを包括的に実施
  - ・ 里親委託率：（R4）20.3%→（R5）21.6%
  - ・ 民間フォスターリング機関設置数（R5）：2か所

### ・児童福祉施設の整備

#### 施設の小規模化、地域分散化、高機能化・多機能化を推進

- ◎ 小規模グループケア：（R4）63か所→（R5）68か所
- ◎ 地域小規模児童養護施設数：（R4）15か所→（R5）16か所
- ◎ 一時保護専用施設の指定：（R4）2か所→（R5）3か所

### ・児童家庭支援センターの設置・運営

#### 児童相談所、市町村等関係者と連携し、子育て家庭を支援

- ◎ 児童家庭支援センター設置  
R4：3か所（高萩市、水戸市、土浦市）→ R5：4か所（+行方市）

## (4) 自立支援の充実（第23条）

### ・自立支援のための生活、就労、進学相談支援

#### 児童養護施設退所者等の社会的自立に向けた生活、就労、進学相談等

- ◎ 専門のサポートチーム（支援コーディネーター1名、相談支援員2名）による継続支援計画の策定、退所前後の進路・就職相談
  - ・ 生活・就労支援相談実施延べ人数（R5）：124人
- ◎ 自立支援に繋がるセミナー等のイベント開催

### ・自立支援資金貸付

#### 児童養護施設退所者等に生活費、家賃、資格取得等の費用貸付

- ◎ 貸付実績（R5）：20人、27,954千円
  - ・ 「5年間の引き続く就労」等の返還免除規定あり

## 在宅ケアハラスメント対策推進事業について

福祉部 長寿福祉課、福祉人材・指導課、障害福祉課  
保健医療部 健康推進課、医療人材課

### 1 事業の目的

厚生労働省では、介護等における「労働環境の整備」を図るため、令和3年度介護報酬改定において、すべての介護サービス事業者に、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることを義務づけている。

近年問題視されている「在宅」という密室での環境における介護・看護等に従事する職員が受けるハラスメント行為について、労働環境の確保及び介護等人材の離職防止の観点から、安心して働き続けることができる体制を構築するもの。

### 2 事業の概要

#### (1) 委託先

茨城県社会福祉協議会

#### (2) 事業内容

##### ア 相談窓口の設置

- ・相談員による電話、メール等による相談受付や地域ケア会議への連絡、調整等（必要に応じて事案に応じた関係団体（医師会、看護協会、訪問介護協議会等）と調整）

##### イ 困難事例に対する専門職の派遣調整

- ・事業所、在宅現場、地域ケア会議等への専門職（ケアマネジャー、看護師等）の派遣

##### ウ ガイドラインの作成

- ・ハラスメント発生時等の対応をまとめたガイドラインを作成するとともに、関係団体に周知

##### エ 各種広報

- ・ハラスメント撲滅キャンペーンとして県民に対する普及啓発の実施
- ・相談窓口設置の周知のための事業所向けポスター等の作成、配布

### 3 スケジュール

- ・5月まで： 市町村説明会、対策連絡会議（構成員：関係団体及び県担当課）開催
- ・6月： 相談窓口開設、ガイドライン制定
- ・7月～： 関係団体の研修等で在宅ケアハラスメント対策を周知
- ・11月： 11月11日の介護の日に合わせた街頭キャンペーンによる広報を実施

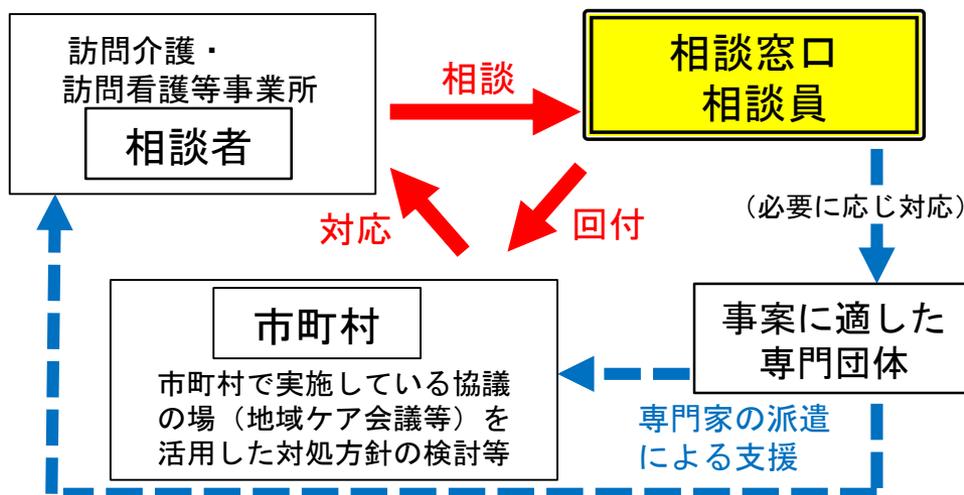
【R6当初予算額 12百万円】

福祉部長寿福祉課介護基盤整備 G	(029-301-3321)
同 福祉人材・指導課人材確保 G	(029-301-3197)
同 障害福祉課自立支援 G	(029-301-3363)
保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室地域支援・在宅医療 G	(029-301-3332)
同 医療局医療人材課人材育成 G	(029-301-3151)

在宅介護・看護等の現場における従事者に対するハラスメント対策を講じるため、相談窓口を設置するなど、安心して働き続けることができる体制を構築します。

## 1 在宅ケアハラスメント対策相談体制の整備

- 相談窓口の設置と必要に応じ専門家の派遣
- ガイドラインの策定による対応策の周知徹底



## 2 広報活動

- 「在宅ケアハラスメント撲滅キャンペーン」の実施  
⇒ 県民向け周知
- ポスター、チラシ等を作成し、県内の訪問介護、訪問看護等の事業所へ配布  
⇒ 事業所、職員向け周知



# 指定管理者の更新について（茨城県立あすなろの郷）

福祉部障害福祉課

## 1 施設の概要

- (1) 名称 茨城県立あすなろの郷（以下「あすなろの郷」という。）
- (2) 所在地 水戸市杉崎町1460番地
- (3) 設置目的 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設と療養介護施設、児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設として、障害者（児）の日常生活に必要な介護や医療を提供するとともに、生活自立に向けた総合的な支援を提供する。
- (4) 設置根拠 社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例（昭和39年茨城県条例第10号）
- (5) 施設の概要 管理棟、居住棟など  
敷地面積 665,451 m<sup>2</sup>  
延床面積 46,330 m<sup>2</sup>（内訳）新設：18,501m<sup>2</sup>  
既設：27,829m<sup>2</sup>

## 2 指定管理業務の内容

- (1) あすなろの郷の維持管理に関する業務
- (2) あすなろの郷の運営に関する業務
- (3) その他あすなろの郷の管理上必要と認められる業務
- (4) 茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例に規定する使用料及び手数料の徴収に関する業務

## 3 指定管理期間の設定

5年間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

## 4 指定管理者の選定方法

非公募により選定する。

## 5 指定管理期間の設定及び選定方法について

- ・指定管理期間については、新体制として中長期的・安定的に運営されるために5年間とする。
- ・指定管理者の選定方法については、利用者の移行を円滑に行うため、また移行後の利用者の生活の安定のために、利用者の支援ニーズを理解した支援員による継続した支援を提供することが効率的・効果的であることから非公募とする。

## 6 選定委員会の設置

外部有識者等を含む選定委員会を設置し、審査を行う。

## 7 指定管理者更新スケジュール（予定）

- ・ 申請受付（7月～9月：2ヶ月程度） 申請書の受理
- ・ 選定（9月～10月） 選定委員会の開催
- ・ 指定管理者の指定（12月） 議会での議決、県報への公示
- ・ 基本協定の協議、締結（1月～3月）

### [参考]

現在の指定管理者：社会福祉法人 茨城県社会福祉事業団

現在の指定管理期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年間）

# 指定障害者支援施設等の行政処分について

福祉部障害福祉課

県では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）」に基づき、指定障害者支援施設等の監査を行ったところ、法令違反が認められたため、当該施設に対して、行政処分を行った。

## 1 対象事業者

社会福祉法人愛信会（那珂郡東海村石神内宿1213）  
理事長 村上 忠夫

## 2 対象施設

### （1）指定障害者支援施設 第二幸の実園（那珂郡東海村石神内宿2382-1）

サービス	入所者数	指定年月日（当初）
障害者支援施設	49名	平成20年（2008年）4月1日

### （2）指定共同生活援助 第二幸の実園（那珂郡東海村石神内宿2382-1）

サービス	入所者数	指定年月日（当初）
共同生活援助	4名	平成18年（2006年）10月1日

## 3 処分年月日

令和6年（2024年）5月17日（金）

## 4 処分の内容及び根拠

### （1）指定障害者支援施設 第二幸の実園

#### ① 処分の内容

指定効力の全部停止3か月

（期間：令和6年（2024年）8月18日～令和6年（2024年）11月17日）

#### ② 処分の根拠

人格尊重義務違反、著しく不当な行為（法第50条第3項で準用する同条第1項第3号、第5号及び第11号）

#### ③ 処分の原因となる事実

##### ア 身体的虐待

(ア) 施設職員が複数の施設利用者に身体的暴力を行った事実

(イ) 複数の施設利用者に対し、承諾を得ることなく、作業させた事実

## イ 経済的虐待

- (ア) 施設職員が施設利用者から金銭を詐取した事実
- (イ) 施設職員が負担すべき費用を複数の施設利用者に負担させた事実
- (ウ) 施設利用者から承諾を得ず、使途不明なまま、金銭を徴収していた事実

## (2) 指定共同生活援助 第二幸の実園

### ① 処分の内容

指定効力の全部停止 3 か月

(期間：令和 6 年 (2024 年) 8 月 18 日～令和 6 年 (2024 年) 11 月 17 日)

### ② 処分の根拠

人格尊重義務違反 (法第 50 条第 1 項第 3 号、第 5 号)

### ③ 処分の原因となる事実

#### ア 経済的虐待

- (ア) 施設職員が負担すべき費用を複数の施設利用者に負担させた事実
- (イ) 施設利用者から承諾を得ず、使途不明なまま、金銭を徴収していた事実

## 5 処分に伴う対応

処分後、施設利用者や保護者との面談などを実施し、意向を踏まえたうえで、処分期間中の他の施設への入所など県が調整する。

## 6 再発防止策

- 当該施設における再発防止と利用者の権利擁護の基本原則に立った運営実現に向けて、県としても、当該施設における改善状況を施設訪問等により随時確認していく。
- 他の障害者施設についても、市町村や施設従事者向けの研修会の充実などにより、虐待の未然防止に努めるとともに、県民など外部からの通報が即時に得られるよう、通報窓口の周知や虐待防止に係る普及啓発の取組みを強化していく。

# 身体障害者手帳の等級認定の誤りについて

福祉部障害福祉課

## 1 事案の概要

平成18年1月に県が交付した身体障害者手帳について、障害の程度が重くなったことによる再交付申請時に、内部障害の「3級」と「4級」の重複障害で、総合「2級」とすべきところを誤って「3級」で交付していたことが判明した。

※手帳に記載される障害名及び等級については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号により定められている。2つ以上の障害が重複する場合の等級は、厚生労働省の「身体障害認定基準」により、重複する障害の合計指数に応じて認定する。

## 2 経緯

平成14年9月	県福祉相談センターにおいて、内部障害4級の手帳を交付（初回）。
平成17年12月	別の内部障害4級が追加され、総合「3級」で交付（2回目）。
平成18年1月	初回交付の内部障害4級が、程度変更の申請により3級となり、総合「2級」とすべきところを「3級」で交付（最終）。
平成18年4月	茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき、手帳の交付事務について県から市へ権限移譲。
令和5年11月	市から手帳の等級について疑義があるとの指摘あり。 福祉サービスの手続き時に手帳を確認したことがきっかけ。
令和5年12月～	当時の申請書や審査資料等を調査し、県が交付した手帳の等級に誤りがあることが判明。
令和6年2月23日	本人へ謝罪
令和6年3月13日	正しい手帳を交付
令和6年4月～	重複障害の総合等級について点検作業を実施

## 3 原因

- ・ 個々の障害である内部障害の「3級」と「4級」は正しく身体障害者手帳台帳に登録されていたが、重複障害として総合等級を判定する際に誤りが発生した。
- ・ 総合等級の判定について、確認が不足していた。

## 4 対応

- ・ 等級誤りにより本人が受けた経済的な損失（例：所得税・住民税の障害者控除の差額等）については、本人と協議中。
- ・ 平成25年1月以前の、職員による手作業で重複障害の総合等級を判定していた手帳分について、総合等級の点検作業を4月に開始。8月末を目途に作業を行う。

※平成25年2月以降は、手帳台帳システムの更新により、重複障害の場合、職員が個々の障害の内容を入力すると、自動で総合等級が出される。

# 茨城県子ども計画策定のための基礎調査の結果について

福祉部子ども政策局少子化対策課  
青少年家庭課

こども基本法において、こども施策へのこどもや子育て当事者等の意見の反映が求められていることから、今年度予定している茨城県子ども計画の策定を見据え、こどもや子育て当事者等の意識や生活実態、支援ニーズ等を把握するための基礎調査を実施した。

## 【調査の概要】

### (1) 調査時期

令和6年1月24日(水)～令和6年2月16日(金)

### (2) 調査対象

県内の未就学児の保護者、小・中・高校生とその保護者、若者など

調査区分	調査対象者	調査依頼先	調査方法	対象者数
未就学児	保護者	幼稚園・保育所・子育て支援センター等	WEB	22,000人程度
小学1年生	保護者	小学校17校	紙(児童)	
小学5年生	児童・保護者		WEB	
中学2年生	生徒・保護者	中学校13校	(保護者)	
高校2年生	生徒・保護者	高校8校	WEB	
若者	大学生ほか	大学・専門学校等	WEB	

### (3) 回答状況

回答者数 計：12,926人

- ・小学生 : 1,921人
- ・中学生 : 1,843人
- ・高校生 : 1,008人
- ・若者 : 727人
- ・保護者 : 7,427人

### (4) 主な調査項目

- ・家族・家庭環境、学校や勉強について (小学生・中学生・高校生向け)
- ・将来の進路、普段の生活について (小学生・中学生・高校生向け)
- ・インターネットへの接続状況について (小学生・中学生・高校生向け)
- ・結婚・子育て観、将来や生き方について (高校生・若者向け)
- ・就労状況、子育て支援サービスの利用経験 (保護者向け)
- ・国や県への要望について (全調査対象者向け)

## 【主な調査結果】

### ■国や県が子どもたちのために取り組むべきこと [小学5年生・中学2年生]

小学生・中学生ともに、「子育てのために必要なお金を子育て家庭に配る」「いじめや不登校への対策」「子どもを事故や犯罪から守る対策」が上位3つを占めている。



	小学5年生		中学2年生		合計	
子育てのために必要なお金を配る	1025	(19.6%)	1149	(24.6%)	2174	(22.0%)
保育所や放課後児童クラブを増やす	166	(3.2%)	127	(2.7%)	293	(3.0%)
家事や育児へのサービスを充実させる	457	(8.7%)	572	(12.2%)	1029	(10.4%)
親が子どもと過ごす時間を増やせるような働き方をかえる	652	(12.5%)	567	(12.1%)	1219	(12.3%)
子育て広場や児童館での親子向けイベント等の充実	196	(3.7%)	119	(2.5%)	315	(3.2%)
いじめや不登校への対策	1099	(21.0%)	957	(20.5%)	2056	(20.8%)
困ったときに相談しやすい電話・SNS・窓口があること	348	(6.7%)	224	(4.8%)	572	(5.8%)
子どもを事故や犯罪から守る対策	1126	(21.5%)	770	(16.5%)	1896	(19.1%)
未回答	80	(1.5%)	124	(2.7%)	204	(2.1%)
その他(自由記述)	78	(1.5%)	65	(1.4%)	143	(1.4%)
総計	5227	(100.0%)	4674	(100.0%)	9901	(100.0%)

#### ◎自由記述の例

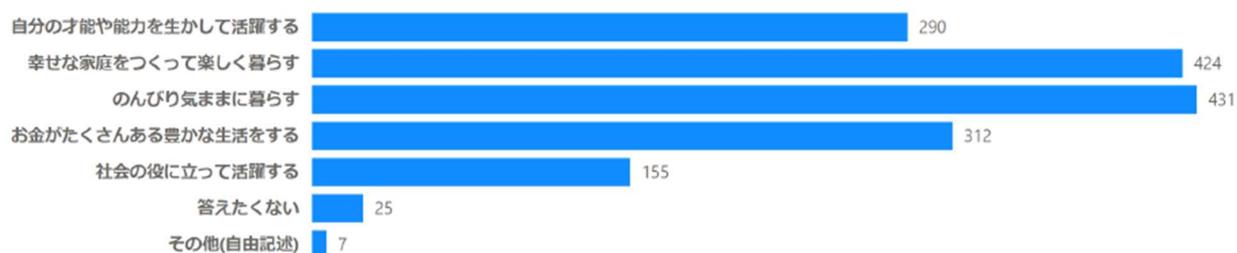
- ・子どもがたくさん遊べる公園を作してほしい。
- ・室内の遊び場を増やしてほしい。
- ・ショッピングモールや遊園地を増やしてほしい。
- ・学校の休み時間を増やしてほしい。
- ・もっと本屋や図書館があるといい。

### ■将来、結婚したいか [高校2年生]

全体の69.4%が「結婚したいと思う」と回答している。

	男性	女性	どちらともいえない	答えたくない	総計	割合
わからない	85	89	2	4	180	17.9%
結婚したいと思う	333	358	4	5	700	69.4%
結婚したいと思わない	42	78	2	6	128	12.7%
総計	460	525	8	15	1008	100.0%

### ■将来の生活・生き方で、特に大事にしたいこと [若者] ※複数回答



	男性	女性	どちらともいえない	答えたくない	合計
自分の才能や能力を生かして活躍する	85	197	5	3	290
幸せな家庭をつくって楽しく暮らす	92	324	7	1	424
のんびり気ままに暮らす	107	317	3	4	431
お金がたくさんある豊かな生活をする	69	236	5	2	312
社会の役に立って活躍する	46	107	1	1	155
答えたくない	10	11	0	4	25
その他(自由記述)	6	1	0	0	7
合計	415	1,193	21	15	1,644

## ■子育てで負担と感ずること [保護者]

[金銭面]

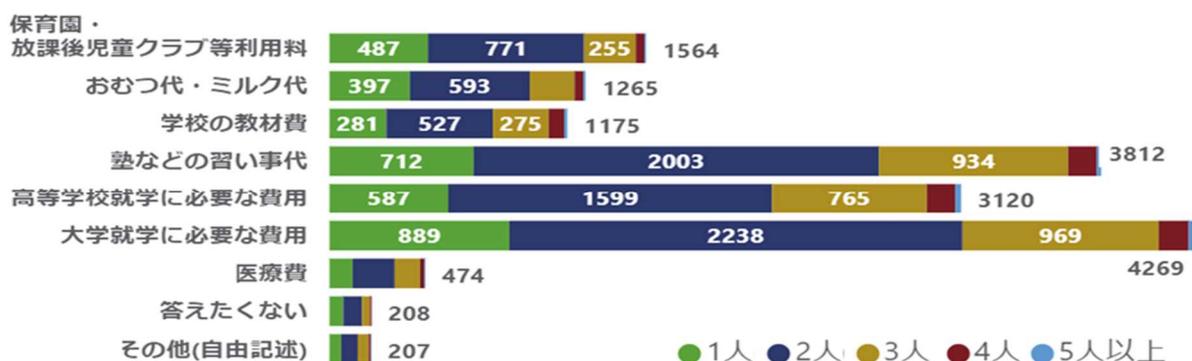
◎負担と感ずることはあるか。

83.1%が「負担はある」と回答している。

	1人(実)	2人(実)	3人(実)	4人(実)	5人以上(実)	総計	割合
負担はある	1395	3128	1378	232	42	6175	83.1%
負担はない	343	520	157	17	7	1044	14.1%
答えたくない	68	93	39	8	0	208	2.8%
総計	1806	3741	1574	257	49	7427	100.0%

◎負担と感ずることは何か ※複数回答

①大学進学に必要な費用、②塾などの習い事代、③高等学校進学に必要な費用、と続き、これら3つが突出している。



[育児面]

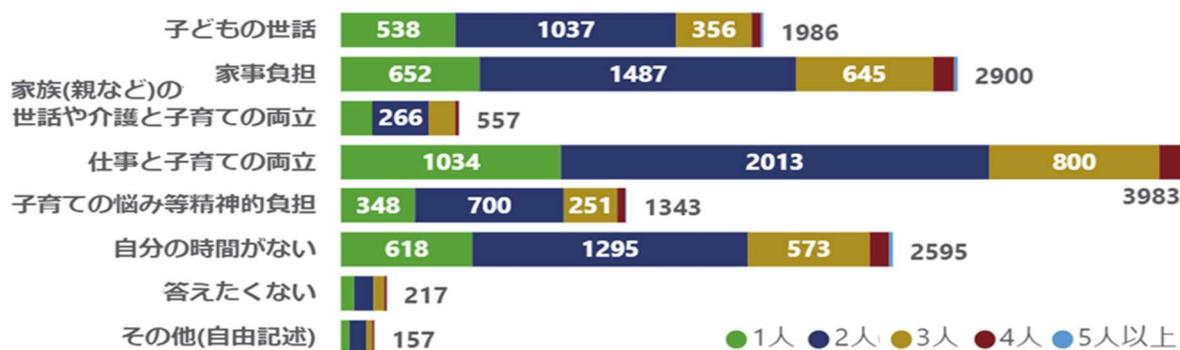
◎負担と感ずることはあるか。

76.1%が「負担はある」と回答している。

	1人(実)	2人(実)	3人(実)	4人(実)	5人以上(実)	総計	割合
負担はある	1400	2861	1180	176	35	5652	76.1%
負担はない	343	789	344	69	13	1558	21.0%
答えたくない	63	91	50	12	1	217	2.9%
総計	1806	3741	1574	257	49	7427	100.0%

◎負担と感ずることは何か ※複数回答

①仕事と子育ての両立、②家事負担、③自分の時間がない、④子どもの世話、と続いている。



# 「いばらき妊活・不妊オンライン相談」の開始について

福祉部子ども政策局少子化対策課

県では、令和6年4月1日より、妊活、不妊・不育、流産・死産等、出産に至る前までの時期に生じる問題などに関する悩みに対し、SNS を活用した「いばらき妊活・不妊オンライン相談」事業を開始した。

## 1 対象者

茨城県内に在住、在学、在勤の方

## 2 相談内容

各ライフステージに応じた、思春期、月経、妊娠、妊活、不妊・不育、流産・死産、性の問題（避妊や性感染症などの性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、パートナー間のコミュニケーション等を含む）等心身の健康に関することなど。

## 3 相談方法及び対応時間

- ①テキスト相談：24時間受付可能（回答には時間を要する場合あり）
- ②通話相談（Zoom）：9時～21時（事前予約制）

## 4 相談体制

看護師や臨床心理士をはじめとした専門職が相談に対応

## 5 費用

無料（茨城県内に在住、在学、在勤の方に限る）

### 【参 考】登録者数・相談件数（令和6年5月末現在）

○登録者数

70人

○相談件数

テキスト相談：76件

通話相談：15件

合 計：91件



いばらき妊活・不妊オンライン相談

茨城県在住・在学・在勤の方が対象!

# 妊娠・出産をとりまく様々なお悩み スマホから相談してみませんか?

男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を持ち、健康管理に取り組むことは大切です。

妊活

月経  
トラブル

不妊症・  
不育症の  
こと

生活習慣  
改善

メンタル  
ケア

パートナー  
との関係



テキストメッセージや  
zoom等を使った  
相談で気軽に、  
**匿名**で相談ができます。



看護師や臨床心理士を  
はじめとした**専門職**に、  
ライフステージごとに起こる、  
身体とところのお悩みを  
気軽に相談できます。

茨城県在住・在学・在勤の方 **限定クーポンコード**

**無料**

ibrk茨城県〇〇

※〇〇には住所や勤務先等の市町村名を入力  
(例) ibrk茨城県水戸市

まずはLINEで友だち登録から



LINEの「友だち追加」から「QRコード」または「ID検索」で登録してください。

◀ 左のQRコードより、メールアドレスでも登録可能です



LINE ID @famione-support

令和 6 年第 2 回定例会  
保健福祉医療委員会資料

〔議案関係〕

- 1 第 116 号議案 茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び  
地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例の一部を  
改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

令和 6 年 6 月 12 日  
福 祉 部

条 例 ( 案 ) の 概 要

福祉部子ども政策局子ども未来課

<p>条例の名称</p>	<p>茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】</p>																
<p>1 制定（改正）の理由・根拠</p>	<p>「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）の一部改正に伴う所要の改正</p>																
<p>2 制定（改正）の目的</p>	<p>教育及び保育に従事する職員1人当たりの子どもの人数に関する認定要件の改正</p>																
<p>3 背景・必要性</p>	<p>幼児教育・保育の現場での子どもを巡る事故や不適切な事案に対応するため、安心して子どもを預けられる体制整備が急務となっていることから、保育所等における職員の配置基準の改善を図る必要がある。</p>																
<p>4 内 容</p>	<p>幼稚園型認定こども園等の認定にあたり、教育及び保育に従事する職員の配置に関する認定要件において、職員1人当たりの子どもの人数を次のとおり改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人→おおむね15人</li> <li>・満4歳以上の子どもおおむね30人→おおむね25人</li> </ul>																
<p>5 効果・影響</p>	<p>配置基準の改善により、保育士の負担の軽減や安心して子どもを預けられる体制の整備が図られ、ゆとりのある保育の提供や、保育の質の向上につながる。</p>																
<p>6 施行日</p>	<p>公布の日</p>																
<p>7 参考事項</p>	<p>○保育所等における配置基準について</p> <table border="1" data-bbox="469 1630 1426 1850"> <thead> <tr> <th>こどもの年齢</th> <th>改正前の配置基準</th> <th>改正後の配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>3人につき1人以上</td> <td>同左（改正なし）</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上3歳未満</td> <td>6人につき1人以上</td> <td>同左（改正なし）</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上4歳未満</td> <td>20人につき1人以上</td> <td>15人につき1人以上</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>30人につき1人以上</td> <td>25人につき1人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当分の間、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合には、改正前の認定要件を適用することができる経過措置を規定</p>		こどもの年齢	改正前の配置基準	改正後の配置基準	満1歳未満	3人につき1人以上	同左（改正なし）	満1歳以上3歳未満	6人につき1人以上	同左（改正なし）	満3歳以上4歳未満	20人につき1人以上	15人につき1人以上	満4歳以上	30人につき1人以上	25人につき1人以上
こどもの年齢	改正前の配置基準	改正後の配置基準															
満1歳未満	3人につき1人以上	同左（改正なし）															
満1歳以上3歳未満	6人につき1人以上	同左（改正なし）															
満3歳以上4歳未満	20人につき1人以上	15人につき1人以上															
満4歳以上	30人につき1人以上	25人につき1人以上															

茨城県幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年条例第64号）新旧対照表

改正案	現行
<p>○茨城県幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例 （職員の配置に関する認定要件）</p> <p>第4条 職員の配置に関する認定要件は，次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 教育及び保育に従事する職員の人数は，一の認定こども園につき2人以上，かつ，次に掲げる人数をいずれも満たす人数とする。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね<u>15人</u>につき1人以上</p> <p>エ 満4歳以上の子どもおおむね<u>25人</u>につき1人以上</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>○茨城県幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例 （職員の配置に関する認定要件）</p> <p>第4条 職員の配置に関する認定要件は，次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 教育及び保育に従事する職員の人数は，一の認定こども園につき2人以上，かつ，次に掲げる人数をいずれも満たす人数とする。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね<u>20人</u>につき1人以上</p> <p>エ 満4歳以上の子どもおおむね<u>30人</u>につき1人以上</p> <p>(2)～(4) 略</p>

# 令和6年度 公の施設等運営状況報告

福祉部

令和6年6月12日（水）

## 目 次

1	運営状況報告の概要	3
2	施設別運営状況報告	
	(1) 県所有施設	
	①【福祉政策課】	
	総合福祉会館	5
	②【障害福祉課】	
	視覚障害者福祉センター及び点字図書館	11
	聴覚障害者福祉センターやすらぎ	15
	あすなろの郷	19
	③【青少年家庭課】	
	青少年会館	28
	ラーク・ハイツ	34
	若葉寮（女性自立支援施設）	38
	茨城学園（児童自立支援施設）	42

○ 運営状況報告の概要

- 令和6年度の所管施設数は9施設で、令和5年度からの増減はなし。
- あすなろの郷については、令和6年度をもって指定管理期間が終了することから、今年度、指定管理者の選定手続きを行う予定である。
- 青少年会館については、令和5年度末で会館内の宿泊事業を廃止したことから、その跡地の利活用を検討していく。

	現状維持	施設のあり方 検討	民間活力導入等 による運営改善	他団体への 譲渡・譲与	廃止・休止 ・統合	計
今回報告	9		(1) ※1			9
前回報告 (県有施設等調特)	9		(1) ※1		(1) ※2	9

※1 民間活力導入等による運営改善 (1) は、あすなろの郷のうちセーフティネット棟以外の部分

※2 前回報告の廃止・休止・統合の (1) は、青少年会館のうち宿泊事業部分

令和6年度 公の施設等運営状況報告書  
(県所有施設)

福祉政策課 (福祉部)  
令和6年6月12日 (水)

○施設名 総合福祉会館

1 現状

(1) 施設の概要

- 総合福祉会館は、生きがいのある福祉社会づくりの推進を目的として設置し、県民のコミュニティ活動やボランティア活動など地域福祉の推進拠点としての役割を担っている。

所在地	水戸市千波町 1918
開業年月	平成 3 年 11 月
施設概要	施設敷地 10,399.04 m <sup>2</sup> 、鉄骨鉄筋コンクリート造 5 階建（本館・延床面積：9,202.81 m <sup>2</sup> ）、鉄筋コンクリート造 2 階建（付属棟・延床面積：724.38 m <sup>2</sup> ）
設置理由	福祉ニーズの多様化等に対応した生きがいのある福祉社会づくりを推進するため、県民が気軽に利用し、交流し、福祉に触れ、そして理解し、福祉活動への参加意欲を醸成発展させる場として整備された。
設置の根拠法令等	茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例
事業内容	○指定管理業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料施設（コミュニティホール・研修室等）の使用承認、利用料金の徴収</li> <li>・会館の総合案内</li> <li>・施設設備の維持管理（警備、清掃、光熱水費等）</li> </ul> ○施設の使用許可（県） <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者数：31（福祉関連団体等の執務室等）</li> </ul>
定員	コミュニティホール：282 人、大研修室：140 人、ほか 6 施設
利用料金	コミュニティホール（社会福祉関係者が全日利用する場合）：[～R 6. 9] 5,970 円、[R 6. 10～] 6,260 円 ほか 39 項目を設定 ※物価高騰による影響を踏まえ、令和 6 年 3 月に、茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例を一部改正し、利用料金を引き上げた。（令和 6 年 10 月施行）

- 令和 4 年度から、関彰商事株式会社とネーミングライツ契約を締結し、名称を「セキショウ・ウェルビーイング福祉会館」としている。（令和 4 年度～令和 6 年度） ※ネーミングライツ契約額（年間）3,300 千円

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 平成3年度の設置当初から施設の管理運営を委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。

指定管理者	株式会社 茨城興産
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
従事者数	5人（常勤正職員3人、常勤嘱託2人）

(3) 利用状況

- 利用者数は、平成30年度までは概ね年間15万人前後で推移していたが、令和元年度以降については新型コロナウイルス感染症の影響により減少している。
- 令和5年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響から回復傾向にあるものの、ピーク時（平成23年度）の44.9%であった。
- 令和5年度の利用件数（利用団体数）については、コロナ禍前（平成30年度）の79%であった。  
また、利用団体のうち、福祉関係団体の利用は、4割～5割で推移しており、利用団体アンケートによると、利用目的は講演や講習会、会議の開催が多く、選んだ理由は「立地的に集まりやすいから」が多くなっている。

【利用者数の推移】

（単位：人）

年度	H23 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
利用者数	164,063	149,919	151,816	150,365	147,460	131,503	108,813	29,871	34,470	59,719	73,655	44.9%

【利用件数（利用団体数）の推移】

（単位：件）

	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用団体数	福祉関係	1,515	1,549	1,690	1,840	1,774	1,482	747	899	1,053	1,268
	一般	1,575	1,490	1,964	1,719	1,667	1,559	948	1,086	1,332	1,451
	合計	3,090	3,039	3,654	3,559	3,441	3,041	1,695	1,985	2,385	2,719

(4) 運営状況

- 指定管理料は、令和3年度の指定管理者の切替えの際に委託内容を見直して縮減を図り、令和4年度から9千万円を下回っている。
- 人件費は概ね1.6千万円前後で推移しており、維持管理費は、令和3年度に設備保守点検業務等を見直して、経費縮減を図ったことなどにより、令和5年度には9千万円を下回った。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計				歳出計					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	(A)	指定 管理料	利用料 収入	その他	(B)	人件費	維持 管理費	事業費	その他		
H26	117,237	95,423	21,801	13	117,237	17,938	99,299	0	0	0	0
H27	116,164	95,423	20,724	17	116,164	20,201	95,963	0	0	0	12,393
H28	117,889	95,912	21,960	17	117,889	16,429	101,460	0	0	0	0
H29	115,897	95,912	19,974	11	114,834	16,852	97,982	0	0	1,063	0
H30	121,160	95,912	18,509	6,739	118,535	19,463	99,072	0	0	2,625	71,302
R1	114,502	97,688	16,797	17	114,502	20,147	94,355	0	0	0	21,402
R2	106,982	97,688	8,553	741	106,982	16,748	90,234	0	0	0	0
R3	105,994	95,853	9,994	147	105,994	17,585	88,409	0	0	0	80,537
R4	106,887	87,651	13,453	5,783	106,887	15,848	91,040	0	0	0	19,297
R5	102,726	87,651	15,066	9	102,726	17,756	84,970	0	0	0	25,322
平均	112,544	94,511	16,683	1,349	112,175	17,897	94,278	0	0	369	38,376

※R2、R3の歳入計には利用料減収補填（R2：708千円、R3：144千円）を含み、R4の歳入計には電気料・燃料費高騰分補填（R4：5,780千円）を含む。

**【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）**

- 施設の老朽化や設備の経年劣化（耐用年数超過）のため、県において、庁舎等施設長寿命化計画により、優先順位を付けて施設設備改修工事を順次実施しているところである。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	
H27	12,393	北・東面外壁改修工事
H28	0	
H29	0	
H30	71,302	中央監視システム更新工事、直流電源設備更新工事
R 1	21,402	冷温水発生機修繕工事
R 2	0	
R 3	68,805	昇降機リニューアル工事、屋上改修他工事
R 4	13,123	屋上防水改修工事（1期工事）
R 5	10,483	屋上防水改修工事（2期工事）
計	197,508	

**（5）周辺エリア、類似施設等の状況**

- 近隣市町村の類似施設としては、水戸市福祉ボランティア会館、ひたちなか市総合福祉センター等が設置されており、いずれも、本県と同様に、指定管理者制度による管理運営が行われている。また、市社会福祉協議会等が入居し、居宅介護支援、障害者相談支援、ボランティア支援等の各種社会福祉事業が行われているほか、研修室等の貸出が行われている。
- 近県では、とちぎ福祉プラザ、群馬県社会福祉総合センター等が設置されており、いずれも、本県と同様に、指定管理者制度による管理運営が行われている。また、県社会福祉協議会等の福祉関係団体が入居しているほか、ホール、研修室等の貸出が行われている。

## 2 課題

- 設置から 30 年以上経過し、施設の老朽化や設備の経年劣化（耐用年数超過）が生じているため、今後も、外壁や消防設備、電気設備等の施設設備改修工事に多額の費用が必要になってくる。
- 維持管理費については、設備保守点検業務等の縮減に努めているものの、物価高騰の影響により大幅な削減は難しい。
- 利用件数（利用団体数）は、新型コロナウイルス感染症の影響から回復しつつあるが、一層の利便性向上を図る必要がある。

## 3 対応方針

※該当するものに「○」を付すこと。

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第 4 回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

### 【方針】

- 現行の指定管理者制度による管理運営を継続し、令和 3 年度の指定管理者切換えの際に大幅に見直して減額した指定管理料を維持できるよう、引き続き、効率的に運営していく。
- 計画的に大規模修繕を実施して、会館の長寿命化を図るとともに、夜間利用の優先予約やフリーWi-Fi の運用などにより、利便性の向上を図る。

### 【理由】

- 設置当初と変わらず、福祉サービスの質の向上、福祉人材の確保、災害ボランティアや募金活動などボランティア意識の醸成、県民主体のコミュニティ活動など、県内における地域福祉の推進拠点としての役割が求められている。
- 大きな利益を生み出すことが困難な地域福祉の分野については、引き続き、行政の関与が不可欠である。
- 令和 3 年度の指定管理者切換えの際に、施設設備の日常運転保守管理業務等の経費を見直して、指定管理料を大幅に減額したことから、それ以上の削減は難しい。
- 施設の老朽化や設備の経年劣化（耐用年数超過）に対応するため、計画的に大規模修繕を実施していく必要がある。

令和6年度 公の施設等運営状況報告書  
(県所有施設)

障害福祉課 (福祉部)  
令和6年6月12日 (水)

○施設名 視覚障害者福祉センター及び点字図書館

1 現状

(1) 施設の概要

- 視覚障害者福祉センター及び点字図書館は、身体障害者福祉法に基づき、視覚障害者の自立と社会参加を促進するために設置し、視覚障害者の更生を援護し、視覚障害者に情報を提供して、福祉の向上を図る役割を担っている。

所在地	水戸市袴塚1丁目4-64
開業年月	昭和48年4月
施設概要	施設敷地 663.93 m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート2階建（延床面積：518.16 m <sup>2</sup> ）
設置理由	無料又は低額な料金で視覚障害者に情報提供を行うとともに、その他厚生労働省令で定める便宜を供与する施設
設置の根拠法令等	身体障害者福祉法（第34条）
事業内容	視覚障害者福祉センター及び点字図書館の維持管理及び利用料金の徴収
定員	—
利用料金	室料 60 円（午前9時から午後4時まで。身体障害者及びその同伴者並びに身体障害者福祉関係者が使用する場合）※令和6年10月1日から室料 70 円

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 昭和48年度の開業時から施設の管理運営を（社福）茨城県視覚障害者協会に委託しており、令和3年度から指定管理者として管理運営を継続している。

指定管理者	社会福祉法人茨城県視覚障害者協会
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
従事者数	8人（常勤8人）

(3) 利用状況

- 利用者数は年々減少し、令和5年度の利用者数はピーク時の58.3%となっている。
- 県内在住の身体障害者手帳（視覚障害）を所有する視覚障害者は、減少傾向となっている。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	H26 (ピーク)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
利用者数	18,066	15,882	15,046	14,928	13,603	12,834	12,002	11,530	10,733	10,526	58.3%
手帳所持者	5,910	5,842	5,706	5,521	5,526	5,587	4,940	5,016	4,991	集計中	84.5% ※R4/ピーク

(4) 運営状況

- 身体障害者福祉法に基づき、無料又は低額な料金で視覚障害者に情報提供を行う施設であることから、歳入額のほぼ全額が県の指定管理料となっている。
- 当該施設の運営に要する費用の一部について、厚生労働省の身体障害者保護費負担金が補助されている。
- 施設を維持するために必要な最低限の修繕（空調設備改修等）は実施しているが、大規模修繕は実施していない。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費		
	指定 管理料	利用料 収入	その他	人件費	維持 管理費	事業費	その他				
H26	45,820	45,819	1	0	45,820	34,218	3,756	7,846	0	0	0
H27	45,788	45,787	1	0	45,788	33,831	3,162	8,795	0	0	0
H28	45,854	45,854	0	0	45,854	33,484	3,121	9,249	0	0	0
H29	45,854	45,854	0	0	45,854	33,170	3,439	9,245	0	0	7,347
H30	45,854	45,854	0	0	45,854	33,208	3,339	9,307	0	0	2,072
R 1	46,703	46,703	0	0	46,703	33,726	3,427	9,550	0	0	0
R 2	45,453	45,453	0	0	45,424	32,819	3,082	9,523	0	29	7,502
R 3	45,453	45,453	0	0	45,426	36,880	3,071	5,475	0	27	4,962
R 4	44,659	44,659	0	0	44,619	35,462	3,757	5,400	0	40	8,030
R 5	46,703	46,703	0	0	46,282	36,929	3,830	5,523	0	421	8,356
平均	45,814	45,814	0	0	45,762	34,373	3,398	7,991	0	52	3,827

【大規模修繕の推移】(10,000 千円以上の修繕を記載)

- ・平成 26 年度以降は実績なし

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 近隣県のうち、群馬県・神奈川県・新潟県・静岡県では公立施設として設置しているが、栃木県・埼玉県・千葉県・東京都・山梨県では社会福祉法人が設置しており、公立施設ではない。

## 2 課題

- 新型コロナウイルスの影響により、低減傾向にある利用件数の回復。
- 今後の更なる情報化社会の進展に伴い、スマートフォンの利活用など、利用者ニーズに合わせた情報提供に取り組む必要がある。
- 施設の老朽化に伴う修繕が必要である。

## 3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第4回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

### 【方針】

- 当該施設は公共性の高い施設であるため、引き続き現状のまま運営していくこととする。
- オンライン会議の開催による旅費等の削減や光熱水費の削減等を通じて、現行の管理手法での施設運営の合理化を図る。

### 【理由】

- 身体障害者福祉法に基づき、無料又は低額な料金で視覚障害者に情報提供を行う施設であり、情報化の進展により、パソコンやスマートフォンの活用方法など、ニーズに合わせた新たな取り組みを進めている。
- 当該施設は、県内唯一の視覚障害者向け情報提供施設であり、民間との競合は生じていない。
- 身体障害者福祉法に基づく、県内唯一の視覚障害者向け情報提供機関の役割は重要であるため、県議会や視覚障害者団体等の意見も踏まえ、対応方針を整理していく。
- 施設の長寿命化に向け、茨城県庁舎等施設長寿命化計画に基づき、計画的な修繕工事を実施していく。

○施設名 聴覚障害者福祉センターやすらぎ

1 現状

(1) 施設の概要

- 聴覚障害者福祉センターは、身体障害者福祉法に基づき、聴覚障害者の情報・コミュニケーションを総合的に支援するために設置し、聴覚障害者に情報を提供して、福祉の向上を図る役割を担っている。

所在地	水戸市住吉町 349-1
開業年月	昭和 57 年 11 月
施設概要	施設敷地 900.85 m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート 2 階建（延床面積：411.11 m <sup>2</sup> ）
設置理由	無料又は低額な料金で聴覚障害者に情報提供を行うとともに、その他厚生労働省令で定める便宜を供与する施設
設置の根拠法令等	身体障害者福祉法（第 34 条）
事業内容	聴覚障害者福祉センターやすらぎの維持管理及び利用料金の徴収
定員	—

【利用料金】

項目	料金
社会福祉関係者 研修室（和室）	370 円～1,260 円
社会福祉関係者 研修室（洋室）	330 円～1,100 円
社会福祉関係者 実習室	330 円～1,100 円
社会福祉関係者 会議室	700 円～2,610 円
その他の者 研修室（和室）	1,500 円～6,020 円
その他の者 研修室（和室）	1,300 円～5,150 円
その他の者 実習室	1,300 円～5,150 円
その他の者 会議室	3,660 円～15,250 円

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 昭和57年度の開業時から施設の管理運営を（一社）茨城県聴覚障害者協会に委託しており、平成18年度からは、指定管理者として管理運営を継続している。

指定管理者	一般社団法人茨城県聴覚障害者協会
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
従事者数	8人（常勤3人、非常勤職員5人）

(3) 利用状況

- 利用者数は年々減少し、令和5年度の利用者数はピーク時の54.6%となっている。
- 県内在住の身体障害者手帳（聴覚障害）を所有する聴覚障害者は、減少傾向となっている。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
利用者数	3,540	4,122 (ピーク)	3,407	3,543	3,144	3,667	1,781	1,991	2,252	2,399	58.1%
手帳所有者数	7,363 (ピーク)	7,314	7,203	7,111	7,070	7,070	6,381	6,472	6,371	集計中	86.5% ※R4/ピーク

(4) 運営状況

- 身体障害者福祉法に基づき、無料又は低額な料金で聴覚障害者に情報提供を行う施設であることから、歳入額のほぼ全額が県の指定管理料となっている。
- 当該施設の運営に要する費用の一部について、厚生労働省の身体障害者保護費負担金が補助されている。
- 施設を維持するために必要な修繕（空調設備改修等）は実施しているが、大規模修繕は実施していない。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費	
	指定 管理料	利用料 収入	その他	人件費	維持 管理費	事業費	その他				
H26	33,534	32,473	76	985	33,458	17,077	5,945	10,436	0	76	0
H27	30,658	29,681	76	901	33,558	16,553	6,831	10,174	0	△2,900	2,646
H28	30,409	29,707	72	630	32,545	14,861	7,476	10,208	0	△2,136	2,473
H29	30,408	29,707	85	616	31,576	15,832	6,852	8,892	0	△1,168	1,378
H30	30,402	29,707	71	624	31,789	16,141	7,332	8,316	0	△1,387	0
R 1	30,911	30,256	59	596	28,448	14,792	7,429	6,227	0	2,463	0
R 2	33,458	30,256	50	3,152	34,264	17,109	13,834	3,321	0	△806	0
R 3	30,971	30,256	54	661	33,037	17,908	11,367	3,762	0	△2,066	330
R 4	31,032	30,256	59	717	31,212	19,224	4,247	7,741	0	△180	0
R 5	30,976	30,256	62	658	33,318	21,462	3,594	8,262	0	△2,342	6,237
平均	31,275	30,255	66	954	32,320	17,095	7,490	7,733	0	△1,044	1,306

【大規模修繕の推移】(10,000千円以上の修繕を記載)

- ・平成26年度以降実績なし

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 近隣県のうち、群馬県・神奈川県・新潟県・山梨県・静岡県では公立施設として設置しているが、栃木県・埼玉県・千葉県・東京都では社会福祉法人が設置しており、公立施設ではない。

## 2 課題

- 新型コロナウイルスの影響により、低減傾向にある利用件数の回復。
- 今後の更なる情報化社会に伴い、IT 端末を用いた意思疎通に係る情報提供など、利用者ニーズに合わせた情報提供に取り組む必要がある。
- 施設の老朽化に伴う修繕が必要である。

## 3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第4回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

### 【方針】

- 当該施設は公共性の高い施設であるため、引き続き現状のまま運営していくこととする。
- タブレットを活用した遠隔手話による旅費等の削減や光熱水費の削減を通じて現行の管理手法での施設運営の合理化を図る。

### 【理由】

- 身体障害者福祉法に基づき、無料又は低額な料金で聴覚障害者に情報提供を行う施設であり、聴覚障害者の相談や研修のほか、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣などに取り組んでいる。
- 当該施設は、県内唯一の聴覚障害者向け情報提供施設であり、民間との競合は生じていない。
- 身体障害者福祉法に基づく、県内唯一の聴覚障害者向け情報提供機関としての役割は重要であるため、聴覚障害者団体等の意見も踏まえ、対応方針を整理していく。
- 施設の長寿命化に向け、茨城県庁舎等施設長寿命化計画に基づき、計画的な修繕工事を実施していく。

○施設名 あすなろの郷

1 現状

(1) 施設の概要

昭和 48 年に知的障害者総合援護施設「コロニーあすなろ」として開設され、本県における知的障害者福祉施設の中核施設として、障害者支援施設及び病院・医療型障害児入所施設・療養介護事業所等を運営するほか、在宅の障害児者及びその家族、関係機関向けに、地域生活を続けるために必要な療育支援なども併せて実施している。

所在地	水戸市杉崎町 1460 番地
開業年月	昭和 48 年 12 月
施設概要	施設敷地 665,451 m <sup>2</sup> 、建物面積 27,829 m <sup>2</sup> (※【主な施設】参照)
設置理由	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害者支援施設と児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障害児入所施設として、障害者及び障害児の日常生活に必要な介護や医療を提供するとともに生活自立に向けた総合的な支援を行う。
設置の根拠法令	社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設の運営</li> <li>・ 医療型障害児入所施設・療養介護事業所の運営</li> <li>・ あすなろの郷病院の運営（医療型障害児入所施設・療養介護事業所に併設）</li> <li>・ 短期入所事業の実施</li> <li>・ 地域生活支援センターの運営（県内全域の在宅障害者への療育支援、24 時間緊急ステイの実施）</li> </ul>
定員	障害者支援施設：462 人、医療型障害児入所施設・療養介護事業所：40 人
利用料金	－

**【主な施設】**

建 物	棟数	築年度	
寮（旧棟）、作業所（旧棟）	8	S48～S51	入所施設 ※作業所はかつて寮として使用
病院棟（ばら寮含）	1	S51	病院、医療型障害児入所施設・療養介護事業所
管理棟（旧棟）	1	S48	事務所
サービス等（旧棟）	1	S48	給食・洗濯・ボイラー設備
療法訓練センター（旧棟）、療法訓練センター付属棟（旧棟）、リハビリテーションセンター、ブロックセンターA・B（旧棟）、集会所（旧棟）	6	S48～S51	
公舎、職員アパート、職員寮	9	S48～S51	
新棟（南棟、北棟、センター棟）	3	H14	入所施設・事務所

※旧棟とは開設当初に建てられた施設。倉庫等は省略。

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

○ 昭和48年から施設の運営を行っており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。

指 定 管 理 者	社会福祉法人茨城県社会福祉事業団
指 定 管 理 期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年間）
従 事 者 数	職員数：400人（常勤375人、非常勤25人）

(3) 利用状況

- 入所者数については、令和2年度以降、新たな施設の建て替え整備に向けて、強度行動障害などにより民間施設での処遇が困難で緊急性の高い障害者のみの必要最小限の受入としており、入所者は減少している。

[入所者の状況]

(単位：人)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R5/ピーク
障害者支援施設 (定員 462 人)	446.8	447.5 (ピーク)	442.8	441.7	433.8	424	414.4	402	391.8	376.3	84.1%
医療型障害児入所施設・療養介護事業所 (定員 40 人)	40	39.7	40.8 (ピーク)	40.5	39.7	39.5	40	40	39.8	39.8	97.5%
合 計	486.8	487.2 (ピーク)	483.6	482.2	473.5	463.5	454.4	442	431.6	416.1	85.4%

※年間平均入所者数

- 短期入所事業については、疾病等により家庭での介護が困難になった場合、一時的に障害者を預けられるよう実施しているが、新型コロナウイルス感染症対策により受入れの制限を行ったことにより、令和2年度以降の利用者数は大幅に減少している。

[短期入所等の状況]

(単位：人)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R5/ピーク
短期入所事業 利用者数	—	—	27.3	28.6 (ピーク)	23.7	28.3	7.0	3.0	3.4	3.0	10.5%

※月平均利用者数

(4) 運営状況

- 近年では、施設の再編整備に伴い新規入所者の受入れを最小限としており入所者が減少していることから、事業費支出も減少している。
- なお、指定管理者が実施した修繕以外に、県においても防水工事等の修繕を実施しており、1年間あたりの平均で61百万円となっている。

【収支の推移】

(単位：百万円)

年度	歳入計			歳出計				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費		
	(A)	指定 管理料	利用料 収入	その他	(B)	人件費	維持 管理費			事業費	その他
H26	3,041	3,041	0	0	3,041	2,326	715	0	0	0	85
H27	2,963	2,963	0	0	2,963	2,199	764	0	0	0	36
H28	2,780	2,780	0	0	2,780	2,052	728	0	0	0	49
H29	2,994	2,994	0	0	2,994	2,149	845	0	0	0	98
H30	2,903	2,903	0	0	2,903	2,075	828	0	0	0	89
R 1	2,908	2,908	0	0	2,908	2,078	830	0	0	0	130
R 2	2,817	2,817	0	0	2,817	2,076	741	0	0	0	77
R 3	2,879	2,879	0	0	2,879	2,092	787	0	0	0	23
R 4	2,852	2,852	0	0	2,852	2,058	794	0	0	0	0
R 5	2,773	2,773	0	0	2,773	2,051	722	0	0	0	25
平均	2,891	2,891	0	0	2,891	2,116	775	0	0	0	61

**【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）**

＜記載内容例＞

- これまで規模の大きな修繕については、県債を活用しながら県が実施した。
- 主な実績としては、施設及び設備の老朽化に伴う空調機器の更新や屋上の防水工事等、転倒時の入所者の安全確保のための床の衝撃吸収材改修工事を実施した。

（単位：百万円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	85	既存寮エアコン設置工事、電気給湯設備設置工事、体育館・管理棟耐震化改修工事
H27	36	污水管内部樹脂塗装裏塗り補強工事、電気給湯設備設置工事
H28	49	防犯フィルム工事、電気給湯設備設置工事、公共下水接続工事
H29	98	非常用高圧発電機更新工事、厨房床改修工事、浴室改修工事、電気給湯設備設置工事、床衝撃吸収材改修工事
H30	89	床衝撃吸収材改修工事、新棟空調機更新工事
R 1	130	新棟床衝撃吸収材改修工事、寮居室等塗装工事、寮屋上防水工事、新棟空調機更新工事
R 2	77	新棟床衝撃吸収材改修工事、寮屋上防水工事、寮内壁塗装工事、寮分電盤改修工事
R 3	23	寮屋上防水工事
R 4	0	－
R 5	25	新棟屋上防水工事
計	612	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

○ 同時期に開業した他府県の類似施設において、施設老朽化により建替えによる再編等が行われている。

府県名	管理者	施設名	開業時期	建替え時期	建替え理由
宮城県	宮城県社会福祉事業団	船形の郷（船形コロニーから改称）	1973年	2020年～	施設の老朽化のため
神奈川県	かながわ共同会	津久井やまゆり園	1964年	2021年～	施設の老朽化及び事件再発防止のため
岐阜県	岐阜県社会福祉事業団	ひまわりの丘	1967年	2017年～	施設の老朽化のため
大阪府	大阪府障害者福祉事業団	こんごう福祉センター（金剛コロニー）	1970年	2016年～	施設の老朽化のため

(6) 意見・提言等

**【平成 26 年県出資団体等調査特別委員会からの提言】**

- あすなろの郷については、県立施設としての必要規模や建て替えによる施設の集約化の検討と併せて、民間法人の活用なども視野に入れた施設管理の見直しについても検討を行い、経営の効率化を図るべき。その際、障害者の就労支援などの観点からも、民間活力の導入も視野に、障害者が生きがいをもって生活できる環境づくりについて検討すべき。
- あすなろの郷の建て替えについては、入所困難度に地域差があることから、圏域内で分散配置ができないかなど、県の障害福祉計画全体の中で検討していくべき。

## 2 課題

### (1) 新たな県立施設の整備促進

- 令和5年度及び令和6年度の2か年で新たな県立施設を整備し、令和7年度に供用を開始する予定であることから、整備に向けて事業の進捗管理を行っていく必要がある。

#### [新たな県立施設の建設工事概要]

区分	施設名	構造	面積	工事期間
第一工区※1	セーフティネット本棟 (病院等を含む)	2階建て RC造ほか	13,195.25 m <sup>2</sup>	令和5年7月～令和7年3月
第二工区※2	セーフティネットA棟ほか	平屋建て 木造	5,288.69 m <sup>2</sup>	令和5年10月～令和7年3月

※1：令和5年第2回定例会において、建設工事等に関する請負契約締結は議決済

※2：令和5年第3回定例会において、建設工事等に関する請負契約締結は議決済

#### [整備スケジュール]

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
基本設計	実施設計	建設工事		供用開始

### (2) 入所者の新たな県立施設等への円滑な移行支援

- あすなろの郷の入所者については、障害の程度が重い方が多く、新たな施設への移行には時間をかけて丁寧に対応する必要があることから、円滑な移行に向けて準備を進めている。

### 3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 (第2回調特)
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）	○	○
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

#### 【方針】

- 新たに建設するセーフティネット棟については、現行の施設運営により合理化を図る。
- 既存施設については、民間活力の導入により合理化を図る。

#### 【理由】

- 「あすなろの郷再編整備計画」（令和元年10月策定、令和2年12月一部変更）により、県と民の役割分担の考え方に基づき、県においては民間事業者では処遇が困難な最重度の障害のある方が入所する施設（新たに県が整備するセーフティネット棟）に特化することとし、今年度、指定管理者の選定手続きを行う。それ以外の方の支援は既存施設を活用した、社会福祉法人の自主事業として運営する整理とした。

### 4 周辺への影響とその対応

- 現在あすなろの郷に入所している方については、新たな県立施設又はあすなろの郷内の既存施設への移行となる見通しであることから、影響は想定されない。

令和6年度 公の施設等運営状況報告書  
(県所有施設)

青少年家庭課 (福祉部)  
令和6年6月12日 (水)

## ○施設名 青少年会館

### 1 現状

#### (1) 施設の概要

- 青少年会館は、昭和 55 年に青少年団体の活動拠点として開設され、以来、青少年、青少年関係団体の福祉の増進に長年寄与している。
- 会館には、入居団体の事務室、青少年等の研修や活動の場となる研修室を設置している。
- 平成 8 年 10 月に、「低廉な料金で、かつ、規則正しく、青少年を宿泊させ、交歓させること」を目的とし、「偕楽園ユースホステル」の運営を開始したが、近年の新型コロナによる影響や近年のニーズの変化など、宿泊者が減少していたことから、宿泊部門の赤字が運営に与える影響を勘案し、令和 6 年 3 月末をもって宿泊事業を終了した。開業から終了まで 27 年間で累計 10 万 5 千人の利用があった。

所在地	水戸市緑町 1 - 1 - 18
開設年月	昭和 55 年 3 月
施設概要	敷地面積 4,263 m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造 4 階建て（延床面積 2,852 m <sup>2</sup> ）
設置理由	青少年、青少年関係者及びこれらの団体の福祉を増進する目的をもって、その利用に供する。
設置の根拠法令等	茨城県青少年会館の設置及び管理に関する条例
事業内容	青少年等の研修、学習その他の活動を助長するための、研修室その他の施設を提供すること等
定員	大研修室（180 人）、中研修室（2 室、各 50 人）、小研修室（30 人） 特別研修室（15 人） 等
利用料金	大研修室（2,210～15,380 円）、中研修室 1（1,350～8,140 円）、小研修室（870～5,510 円）ほか ※青少年等とそれ以外の者、利用時間等で区分して利用料金を設定

**【入居団体】**

1階	(一社) ガールスカウト茨城県連盟、茨城県子ども会育成連合会、茨城県ユースホステル協会、 日本ベトナム友好協会
3階	日本ボーイスカウト茨城県連盟、(公社) 茨城県青少年育成協会

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 昭和55年度から施設の運営を委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。

指定管理者	(公社) 茨城県青少年育成協会
指定管理期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日 (5年間)
従事者数	10人 (常勤3人、非常勤7人)

(3) 利用状況

- 開設以降の利用者数のピークは宿泊が5,741人(平成19年度)、研修室は89,193人(平成19年度)。
- 宿泊室を中心に利用者がピーク時から減少傾向。

**【利用者数の推移】**

(単位：人)

年度	H19 (利用ピーク時)	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (コロナ禍)	R2 (コロナ禍)	R3 (コロナ禍)	R4 (コロナ禍)	R5	R5/ ピーク
宿泊	5,741	3,767	3,457	3,109	3,205	2,922	2,972	626	734	1,559	2,444	42.6%
研修室	89,193	51,077	59,421	52,244	47,834	48,278	51,965	15,237	29,613	43,392	46,499	52.1%
合計	94,934	54,844	62,878	55,353	51,039	51,200	54,937	15,863	30,347	44,951	48,943	51.6%

(4) 運営状況

- 宿泊者減少の影響等により、運営収支は、赤字が続いている状況である。
- 平成26年度から令和5年度の収支は△5,208千円であり、指定管理者において赤字額を負担している。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)				歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	指定 管理料	利用料 収入	その他		人件費	維持 管理費	事業費	その他			
H26	40,571	27,623	12,948	0	42,200	15,864	25,286	1,050	0	△1,629	12,850
H27	40,564	27,486	13,078	0	40,991	16,826	23,571	594	0	△427	15,122
H28	38,945	26,623	12,292	30	39,126	17,101	21,643	382	0	△181	19,908
H29	38,786	25,526	13,241	19	38,297	15,914	21,960	423	0	489	66,988
H30	37,457	25,526	11,917	14	38,361	15,830	22,233	298	0	△904	64,383
R 1	39,479	26,610	12,868	1	41,103	16,966	23,977	160	0	△1,624	19,486
R 2	33,013	26,610	5,553	850*	33,644	16,754	16,805	85	0	△631	13,472
R 3	34,338	26,610	6,586	1,142	37,727	16,541	20,987	199	0	△3,389	5,323
R 4	41,366	26,610	10,028	4,728*	39,212	16,389	22,437	386	0	2,154	9,346
R 5	39,759	26,610	11,054	2,095*	39,825	17,543	22,022	260	0	△66	11,660
平均	38,428	26,583	10,957	888	39,049	16,573	22,092	384	0	△621	23,854

※コロナ禍における休館や物価高騰の影響を勘案し、県からの支援を実施している。

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

○ 平成29年度、30年度に大規模修繕（計131,371千円）を実施した。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	12,850	耐震補強工事
H27	15,122	耐震補強工事
H28	19,908	暖房用ボイラー更新工事、自動火災報知機等設備更新工事、3階テラス改修工事、 畳壁紙等交換更新修繕
H29	66,988	非常用照明灯・誘導灯更新工事、受変電他更新工事、屋上全面防水改修工事、トイレ改修 工事、空調設備設置工事、排煙オペレーター更新工事、壁・天井塗装・カーテン一式更新 修繕、タイル更新修繕 等
H30	64,383	外壁タイルひび割れ・外壁建具廻りシーリング工事、空調設備改修工事、 空調設備改修電気設備工事、地下重油タンク更新修繕
R1	19,486	給水設備更新工事、2階障がい者用トイレ工事 等
R2	13,472	北面駐車場外灯更新修繕業務、非常扉更新修繕業務、電気設備更新工事 等
R3	0	
R4	0	
R5	11,660	消火栓ポンプ更新
計	223,869	

(5) 周辺エリア、他県の類似施設等の状況

- 青少年等の活動拠点を指定管理により運営しているのは本県を含めて9県。  
(秋田、栃木、群馬、茨城、石川、山梨、徳島、香川、鹿児島)

(6) 意見・提言等

- 第4回出資団体等調査特別委員会（平成22年）において、財団法人茨城県青少年協会が準精査団体とされ、統合・再編の方針が示された。

提言	これまでの対応
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 青少年や若者への支援という本団体の役割は依然として大きいですが、県立青少年会館の指定管理業務を受託できない場合、自立的経営は困難である。</li><li>○ 今後、県による青少年や若者への支援の総合的、かつ一体的な実施とあわせて、指定管理者制度の適用の見直しや他の類似団体との統合・再編を含めて、団体や施設のあり方を幅広く検討したうえで、期限を定めて抜本的に見直すべきである。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成24年10月に（財）茨城県青少年協会と（社）青少年育成県民会議が合併、（公社）茨城県青少年育成協会となる。</li><li>○ 施設については、安定した会館運営のために、利用料収入等の増加に取り組むこととし、宿泊事業については、全国規模の宿泊予約サイトの活用、利用者アンケートの実施、浴室・トイレの改修（平成28年度）などを行い利用者の利便性の向上を図った。</li></ul>

- 県有施設・県出資団体等調査特別委員会（令和5年）において、宿泊事業の終了について、「施設の特徴が現在の旅行ニーズに合わず、長年にわたり利用率が低迷していること。一般客の利用がほとんどを占めており、青少年等の利用が伸び悩んでいること。経営努力のみで収支を改善することは困難であると想定されること。宿泊事業の終了については、入居団体や関係団体にも理解をいただいていること。」から了承との方針が示された。

## 2 課題

- 研修室の更なる利用促進を図る必要がある。
- 青少年の利用を促進するほか、青少年団体の利用促進など若者の地域活動の活性化を図る必要がある。
- 宿泊事業の終了を受け、同エリア（4階）の利活用を検討していく必要がある。

## 3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第2回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		○（宿泊）

### 【方針】

- 現行の施設運営により合理化を図る。
- 4階エリアの利活用について、民間活力の導入を含め検討を進めていく。

### 【理由】

- 青少年会館は、開設以来、青少年団体の拠点として活用されており、引き続き存続させる必要がある。
- 研修室等については近隣の大学などに対する広報啓発に努め、引き続き利用率の向上を図っていく。
- 施設の魅力向上や利用促進を図るため、民間活力の導入を含め検討を進めていく。

○施設名 ラーク・ハイツ

1 現状

(1) 施設の概要

- ラーク・ハイツは、母子生活支援施設と母子・父子福祉センターを併置した母子・父子福祉の総合施設であり、ひとり親家庭の自立促進の支援を行っている。

※母子生活支援施設

児童福祉法に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童が入所し、就労、家庭生活及び児童に関する相談、助言等を行い、自立に向けた様々な支援を行う施設

※母子・父子福祉センター

母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「母子家庭等」という。）に対して、生活全般の相談に応じるとともに、技能習得指導、施設の使用許可等、母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与する施設

所在地	非公開（DV被害者等の入所施設であるため）
開業年月	昭和 55 年 4 月
施設概要	施設敷地 5,053.55 m <sup>2</sup> 、鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建（延床面積：1,921.93 m <sup>2</sup> ）
設置理由	母子生活支援施設と母子・父子福祉センターを併置した母子福祉の総合施設
設置の根拠法令等	児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法
事業内容	事情のある母子家庭の入所による保護及び自立支援、ひとり親家庭を対象とした各種相談
定員	母子生活支援施設 20 世帯 母子・父子福祉センター大会議室 30 人、小会議室：12 人、和室：24 人
利用料金	母子生活支援施設：無料 母子・父子福祉センター大会議室：4,310 円～7,280 円、小会議室：1,560～2,510 円、和室：1,440 円～1,780 円

(2) 管理手法 ※令和 6 年 4 月 1 日時点

- 昭和 55 年度から施設の運営を委託しており、平成 18 年度からは指定管理者制度を導入している。

指定管理者	社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会
指定管理期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（5 年間）
従事者数	16 人（常勤 12 人、非常勤 4 人）

(3) 利用状況

- 母子生活支援施設の入所者の月平均世帯数は、定員（20世帯）の概ね80%程度で推移してきた。
- 令和3年度以降、入所世帯数が減少している。これは、コロナ禍の影響により、相談や見学等が減少し、施設への入所が抑制されたことが要因と思慮される。

【利用者数の推移】

(単位：世帯)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/定員
入所世帯	16	18	18	18	18	19	17	14	12	12	60%

(4) 運営状況

- 指定管理料で運営している。概ね7,000万円代で推移し、その7～8割は人件費が占めている。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費		
	指定 管理料	利用料 収入	その他	人件費	維持 管理費	事業費	その他				
H26	75,583	75,583	0	0	75,583	57,637	17,946	0	0	0	
H27	70,308	70,308	0	0	70,308	52,360	17,948	0	0	0	
H28	73,363	73,363	0	0	73,363	54,677	18,686	0	0	0	
H29	73,511	73,511	0	0	73,511	53,331	20,180	0	0	0	
H30	76,390	76,390	0	0	76,390	56,837	19,553	0	0	0	
R1	76,291	76,291	0	0	76,291	57,868	18,423	0	0	0	6,319
R2	76,506	76,506	0	0	76,506	56,814	19,692	0	0	0	7,579
R3	74,288	74,288	0	0	74,288	55,635	18,653	0	0	0	0
R4	77,694	77,694	0	0	77,694	56,141	21,553	0	0	0	62,854
R5	78,664	78,664	0	0	76,592	55,439	21,153	0	0	2,072	10,801
平均	75,260	75,260	0	0	75,053	55,674	19,379	0	0	207	8,755

**【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）**

- 令和4年度に大規模修繕を実施。今後、給排水設備にかかる大規模修繕を予定している。  
(単位：千円)

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	
H27	0	
H28	0	
H29	0	
H30	0	
R 1	0	
R 2	0	
R 3	0	
R 4	62,854	外壁・屋根防水修繕工事
R 5	0	
計	62,854	

(5) 周辺エリアの動向・他県の類似施設の状況

- 母子生活支援施設は、全国で216施設が設置され、うち県立は4施設。
- 母子・父子福祉センターは全都道府県で設置され、母子寡婦福祉連合会やNPO法人が運営を担っている。

**2 課題**

- 昭和55年の設立から40年以上経過し、施設の老朽化が進んでいるため、計画的な維持管理を行い、施設の長寿命化を進める必要がある。
- 母子生活支援施設と母子・父子福祉センターを併置した母子・父子福祉の総合施設として、引き続き、施設の支援機能の充実を図る必要がある。

### 3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第4回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

#### 【方針】

- 現行の指定管理制度の手法により、施設の支援機能の充実を図る。

#### 【理由】

- 母子生活支援施設は、児童福祉法に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童が入所し、自立に向けた様々な支援を行う施設である。支援が必要な母子世帯のために、今後も必要な施設である。
- 母子・父子福祉センターは、母子家庭等に対して、生活全般の相談に応じるとともに、技能習得のための各種研修・講習を行っている。経済的に困窮している母子家庭等の自立のために、今後も必要な施設である。
- 修繕工事計画を策定し、中長期的な修繕工事を計画的に行い管理することで、突発的な修繕費や集中的な費用の発生を抑え、適正管理を図っていく。
- 措置入所者に対する相談・助言など自立に向けた様々な支援を行うとともに、母子家庭等に対して技能習得指導等の様々な講習を行うなど、施設の支援機能の充実を図っていく。

○施設名 若葉寮（女性自立支援施設）

1 現状

(1) 施設の概要

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条に基づく女性自立支援施設。DV被害や生活困窮などで一時保護を受けた女性のうち、退所後も継続して支援を求める女性を対象とする。入所女性へ食事の提供をはじめとする生活支援や就労支援を行う。

所在地	非公表（DV被害者等を加害者から保護するため）
開業年月	昭和33年5月※現施設は昭和57年増改築
施設概要	施設敷地2,081㎡、鉄骨鉄筋コンクリート造3階建（延床面積：931.7㎡）の一部
設置理由	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき支援女性の自立支援を担う。
設置の根拠法令等	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
事業内容	日常生活を営む上で困難を抱える女性に対し、生活支援、就労支援、その他自立に必要な情報提供等を行う。
定員	24人
利用料金	無料

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 管理運営は県直営で、女性相談センター等の兼務職員を中心に運営している。

常勤		非常勤
施設長	1人（女性相談センター長の兼務）	心理療法担当職員 1人
自立支援を行う職員	3人（女性相談センター兼務）	同伴児ケア指導員 1人
事務員	2人（女性相談センター兼務）	警備員 7人
看護師	1人（女性相談センター兼務）	
栄養士	1人（茨城学園兼務）	

- なお、加害者からの隔離が必要なDV被害者が入所する性質上、入所者の安心・安全確保のために秘匿性保持の必要があることから、指定管理者制度は導入していない。

(3) 利用状況

- 女性相談センターの附属機関として、入所者の保護や相談対応を実施している。
- 女性相談センターが受ける相談件数はコロナ禍で増加し、その後も高止まりの傾向である。コロナ禍による営業自粛や外出抑制により、生活困窮やDVに関する相談が増えたことが要因として推測される。
- 保護件数は減少傾向にあるものの、危険性の高いDV事案の割合は増加傾向にある。

(参考1) 女性相談センターにおける相談対応件数の推移

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	4,033	4,203	4,923	5,021	5,059	5,681	5,369	4,936	4,797	5,172

(参考2) 保護件数の推移

(単位：件)

年度	H24 (ピーク時)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク時
保護件数	160	116	97	92	97	84	70	71	59	61	49	30.6%
うちDV (割合)	110 (68.8%)	74 (63.8%)	65 (67.0%)	62 (67.3%)	75 (77.3%)	59 (70.2%)	58 (82.9%)	52 (73.2%)	39 (66.1%)	51 (83.6%)	39 (79.6%)	35.5%

※保護は、女性の実人員数。同伴児は含めず。

(4) 運営状況

- 県直営で運営しており、歳出のうち国庫対象経費には、1 / 2 の国庫負担金・補助金の歳入がある。
- 女性一人一人の状況に応じた支援のために、指導員や心理療法担当職員、同伴児ケア指導員を配置しており、人件費が約6割を占めている。

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計	【参考】			
		人件費	維持管理費	事業費	その他
H26	38,058	29,429	3,629	5,000	0
H27	39,068	28,744	3,270	7,054	0
H28	45,869	34,242	3,287	8,340	0
H29	64,008	35,038	3,652	25,318	0
H30	68,983	36,052	4,159	28,772	0
R 1	69,947	38,601	4,072	27,274	0
R 2	77,374	43,238	4,146	29,990	0
R 3	81,383	47,204	5,314	28,865	0
R 4	80,345	46,839	4,595	28,911	0
R 5 見込	84,106	50,205	4,313	29,588	0
平均	64,914	38,959	4,044	21,911	0

【大規模修繕の推移】(10,000千円以上の修繕を記載)

- 平成26年度以降実績なし。
- 小規模な修繕として、令和3年度にガラス取替、温水器更新など3,093千円、令和4年度に外壁改修工事、事務室床改修など3,919千円、令和5年度にトイレ改修工事で1,306千円を支出した。
- 令和6年度は、外壁改修工事(令和4年度未実施箇所)、壁クロス修繕工事、バリアフリー化のための駐車場舗装と廊下手すり設置などを予定。

(5) 周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況

- 女性自立支援施設は 39 都道府県に設置されている。

(6) 外部有識者からの意見（DV対策ネットワーク会議）

- 多様化・複雑化する相談に対し、被害者の立場に配慮しながら、適切な相談・支援ができるよう市町村や関係機関との連携を強化するとともに、職務関係者の資質向上を図ることが必要。

2 課題

- 施設は昭和 57 年に増改築されたもので、今後計画的に修繕を行っていく必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第 4 回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行での施設運営により合理化を図る。

【理由】

- 当施設は、「女性支援新法」に基づき、困難な問題を抱え支援を必要とする女性を入所させ、自立生活に向けた生活支援を行う役割を担っており、一時的に居場所を失った女性の保護のために引き続き存続させる必要がある。
- 多様で複雑な事情を抱える女性に対する支援を実施するため、民間団体と連携した相談体制の充実や相談員の資質向上に努めていく必要がある。
- 施設の長寿命化に向け、計画的な修繕工事を実施していく。

○施設名 茨城学園（児童自立支援施設）

1 現状

(1) 施設の概要

- 茨城学園は、児童福祉法第44条に基づき、県が設置する施設であり、家庭、学校、地域に適応できず、問題行動を起こした児童を受け入れ、その自立支援を行うことを目的とする児童自立支援施設としての役割を担っている。

所在地	那珂市後台 1484- 1
開業年月	昭和 11 年 8 月
施設概要	施設敷地56, 957㎡ 本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建（延床面積：1, 210㎡）（昭和45年建築） 体育館：重量鉄骨造平屋建（延床面積：696. 16㎡）（平成24年建築） 松風寮 鉄筋コンクリート造平屋建（延床面積310. 51㎡）（昭和60年建築） 好文寮 鉄筋コンクリート造平屋建（延床面積325. 44㎡）（昭和61年建築） 常磐寮 鉄筋コンクリート造平屋建（延床面積325. 43㎡）（昭和62年建築） 偕楽寮 鉄筋コンクリート造平屋建（延床面積325. 44㎡）（昭和63年建築） 炊事棟 コンクリートブロック造平屋建（延床面積452㎡）（昭和46年建築） 2号館 鉄骨造平屋建（延床面積 188. 84 ㎡）（平成 25 年建築）
設置理由	家庭、学校、地域に適応できず、問題行動を起こした児童を受け入れ、その自立支援を行うため。
設置の根拠法令等	児童福祉法第 44 条
事業内容	家庭、学校、地域に適応できず、問題行動を起こした児童の受入、生活指導、自立支援等
定 員	44 人
利用料金	児童の養育義務者からの措置費負担金徴収あり（収入に応じて変動）

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 管理運営は県直営で実施している。

常勤	非常勤
園長 1人	看護師 1人
事務員 2人	嘱託医 2人
栄養士 1人	指導員（当直業務） 28人
指導員 30人	

- なお、児童自立支援施設という施設の性質上、処遇の困難な児童を安定的な体制で支援する必要があることから、指定管理者制度の導入は行っていない。

(3) 利用状況

- 入所児童数は例年20～30人程度。年度初めは15人程度の入所状況であるが、おおむね毎月1人程度入所があり、年度末には30人程度の入所児童数になる傾向にある。
- 入所児童の年齢層は、小学1年生から中学3年生まで。中学生の方が、入所児童数が多く、小学生が例年10人弱のところ、中学生は20人前後の傾向にある。

【入所児童数（延べ人数）の推移】

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (ピーク時)	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
利用者数	296	274	300	225	216	329	303	238	230	294	89%

※ 延べ人数の考え方：各月1日の入所児童数の年計

(4) 運営状況

- 県直営で運営しており、歳出のうち国庫対象経費には、1 / 2 の国庫負担金・補助金の歳入がある。
- 入所児童に対する生活指導、自立支援を実施するための人件費が多くを占めている。

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計	【参考】			
		人件費	維持管理費	事業費	その他
H26	416,103	344,001	31,428	40,674	0
H27	415,214	338,533	32,254	44,427	0
H28	359,932	284,552	32,877	42,503	0
H29	355,733	286,229	15,479	54,025	0
H30	356,799	275,427	14,531	66,841	0
R 1	350,744	259,980	13,970	76,794	0
R 2	343,084	261,740	17,519	63,825	0
R 3	318,341	248,349	14,142	55,850	0
R 4	328,251	248,335	20,528	59,388	0
R 5 見込	348,507	261,815	23,063	63,629	0
平均	359,271	280,896	21,579	56,796	0

【参考】
使用料収入
—
—
—
—
—
—
—
—
—
—

**【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）**

- 下記の工事の他、トイレ洋式化工事や校内LAN環境の整備等の工事を行っている。
- 5か年修繕計画を作成しており、毎年の施設整備の予算要求結果と合わせて、随時修正・更新をしている。

(単位：千円)

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	
H27	13,305	本館外壁塗装等改修工事
H28	0	
H29	0	
H30	0	
R 1	12,155	偕楽寮（入所児童が生活する寮）屋根・外壁塗装工事
R 2	0	
R 3	0	
R 4	0	
R 5	0	
計	25,460	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 他都道府県においても、児童自立支援施設は都道府県の直営で運営している。

**2 課題**

- 設立当初は、入所する児童の主な傾向として「非行」があったが、昨今の入所児童においては、問題行動の背景として知的障害や発達障害が要因であることが判明してきており、職員側にも、児童の抱える特性や養育環境に応じた支援技能が求められるようになってきている。
- 茨城学園は、寮、炊事棟などの生活施設や、校舎、体育館、プール等の学校教育施設を擁しているが、老朽化している建物が多く、継続的な修繕・改修が必要であり、修繕・改修に当たっては、優先順位を付けて対応する必要がある。また、工事等の優先順位をつけることができるだけの技術的・専門的知識が求められる。
- 入所児童数については年度別に幅はあるが、定員数に対して少ない傾向にある。中長期的には規模の適正化を含めた施設のあり方の検討が必要。

### 3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第4回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

#### 【方針】

- 現行の施設運営体制により合理化を図る。

#### 【理由】

- 茨城学園は、児童福祉法に基づき、家庭、学校、地域社会に不適應を示した児童や、家庭環境等により生活指導を要する児童を受け入れ、生活指導、自立支援を行う施設としては県内唯一の施設である。
- 児童自立支援施設という施設の性質上、処遇の困難な児童を安定的な体制で支援する必要があるため、引き続き県において運営を継続し、運営の合理化に取り組んでいく。
- また、児童処遇に当たり、児童自立支援計画の策定の際には、児童や保護者の意見を踏まえながら、児童の特性に配慮した個別支援の充実を図るとともに、発達障害などの特性に応じた支援技能について、研修等により職員のスキル向上を図る。
- さらに、施設については、長寿命化を図りながら、効率的な修繕・改修を行うため、修繕計画の適切な管理、執行を行う。なお、修繕・改修の緊急度の判断や実施に当たっては、管財課や営繕課に相談しながら対応していく。